

港北政第 1216 号
平成 30 年 2 月 22 日

自治会・町内会長 様

横浜市港北区長 横山 日出夫
横浜市市民局長 西山 雄二
横浜市議会局長 佐竹 広則

広報紙の配布について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政に対して多大な御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

横浜市では、市民生活に密接した情報や市会定例会の概要などの情報を、各世帯にお届けする広報媒体として「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な制度についても掲載しており、こうした情報を広く市民の皆様にお届けすることは市の責務であると認識しているところです。

これまでも皆様の御協力により配布を行っておりますが、平成 30 年度も、全世帯（未加入世帯を含む）への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、配布員が確保できないなど、お困りの場合は、区役所広報相談係までご連絡ください。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は平成 30 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）※
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	平成30年5月、8月、11月 平成31年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますようお願いいたします。

(3) 配布時期

各世帯へ毎月1日～10日までの間に配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

裏面あり

(5) 配布謝金の支払


実際にお配りいただいた部数について、各団体宛に年度内に2回（平成30年10月と平成31年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

港北区区政推進課広報相談係 Tel540-2222 FAX540-2227

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

- (1) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの地域からの御相談が増えています。民間事業者によるポスティングに切り替えるなどの対応も承っていますので、お困りの場合は、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (2) 配布担当者や部数など変更時の区役所へのご連絡を、港北区ホームページからもできるようになりました。
（「港北 広報」で **検索** または二次元コードから）
- (3) 30年度も、市版及び区版にて自治会町内会の活動を紹介していくことを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。
- (4) 自治会町内会活動としてボランティアで広報紙を配布しているときに、万一事故で負傷した場合には、原則、横浜市が実施する市民活動保険の対象となります（状況によっては対象とならない場合もあります）。事故に遭われた時には、区役所総務課庶務係まで御相談ください。
- (5) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：港北区区政推進課広報相談係

Tel540-2222 FAX540-2227

市民局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局総務課 広報・報道等担当

Tel671-3041 FAX681-7388